

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

令和6年度 高校奨学金のお知らせ



<< この奨学金は貸与です。卒業後、返還が必要です。 >>

- ・公益財団法人福岡県教育文化奨学財団では、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難である高校生等に対して、奨学金等の貸与事業を行っています。
- ・一方、貸与ですから高校等を卒業後は返還が始まります。この返還金が次の世代の奨学金となります。
- ・必ず生徒と保護者が返還のこともきちんと話し合われた上で、申込みをしてください。

募集の種類

- 在学募集（年1回）
高等学校等に在学中に申し込むことができます。（4月上旬～在学が決められた提出期限まで在学している学校の奨学金担当者に申し出てください。）
- 緊急募集（随時）
家計を支えている人が、失職等により家計が急変し、奨学金の貸与を希望する場合、随時申し込むことができます。在学している学校の奨学金担当者に申し出てください。

貸与月額

- 奨学金（無利子）
貸与月額は裏面をご覧ください。
3か月分をまとめて年4回（7月31日、9月10日、12月10日、2月28日）貸与します。
次年度の第1回貸与は、6月10日です。
※土・日・祝日の場合は直前の平日に貸与します。

申込資格

- 在学募集
 - ①保護者が、福岡県内に生活の本拠を有していること。
 - ②申込み時に高等学校等に在学していること。
 - ③特に経済的理由により修学が困難であること。

収入基準等の詳細については、在学している学校の奨学金担当者にお問い合わせください。
奨学生の採用は、学校長から推薦された申込者について選考の上決定しますが、その年度の予算の範囲内で行いますので、採用されない場合もあります。

- 緊急募集
 - ・上記①、②、③に該当し、かつ1年以内に家計が急変した方
 - ・今年5月以降の入学者で、上記①、②、③の該当者
(ただし、転入学の場合は保護者が県外から福岡県内に転居した場合に限ります。)

併願・併給

- 他の団体が実施する奨学金あるいは資金等を同時に申し込むこと(併願)については、差し支えありませんが、併給することはできません。
- 高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金との併給はできます。
 - ・「高等学校等就学支援金」は、世帯収入が一定額未満の場合、支給を受けることができます。これは、授業料に充てられ、公立高等学校等は実質無償、私立高等学校等は軽減が図られます。
 - ・「高校生等奨学給付金」は、低所得世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費への支援を行うために支給されます。-----詳しくは在学学校に問合せください。

(裏面に続きます。)

貸与月額と返還額

○貸与月額と貸与期間

- ・貸与月額は下表のとおりです。申込み時に選択できます。
- ・貸与期間は、在学募集は令和6年4月から、緊急募集は事由発生時から卒業するまでの正規の修学期間です。

○返還の開始時期と返還期間

- ・貸与終了後6か月が経過した後、口座振替により返還が始まります。3月に卒業した場合は、12月から返還開始となります。
- ・返還期間は、学校種別により次のとおり定めています。
 - ・公立：貸与期間(奨学生であった期間)の3倍
例) 公立高校で1～3年生の3年間貸与を受けた場合→返還は「9年間」
 - ・私立：貸与期間(奨学生であった期間)の4倍
例) 私立高校で1～3年生の3年間貸与を受けた場合→返還は「12年間」
- ・返還方法は月賦払い(毎月返還)または半年賦払い(半年ごとに返還)のいずれかを選択することができます。
- ・貸与月額と3年間の借入総額と返還額 ※貸与月額が多くなると返還額も大きくなります。

学校種別	通学種別	貸与月額	借入総額	月賦払い	半年賦払い	返還年数
国・公立	自宅	18,000円	648,000円	6,000円	36,000円	9年間
		15,000円	540,000円	5,000円	30,000円	9年間
		10,000円	360,000円	約3,400円	20,000円	9年間
	自宅外	23,000円	828,000円	約7,700円	46,000円	9年間
		20,000円	720,000円	約6,700円	40,000円	9年間
私立	自宅	25,000円	900,000円	約6,300円	約38,000円	12年間
		15,000円	540,000円	約3,800円	約23,000円	12年間
		10,000円	360,000円	2,500円	15,000円	12年間
	自宅外	30,000円	1,080,000円	7,500円	45,000円	12年間
		20,000円	720,000円	5,000円	30,000円	12年間
		15,000円	540,000円	約3,800円	約23,000円	12年間

○返還猶予

- ・大学等に進学あるいは傷病等により返還が困難となった場合には、届出により返還を猶予(先延ばし)することができます。

返還について

奨学金を借り終えた後は、必ず返還しなければなりません。
先輩からの返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用される重要なものです。

○返還の督促と法的措置

返還滞納者に対しては、電話による督促のほか、財団職員もしくは督促を専門に行う滞納債権督促員が、自宅や勤務場所を直接訪問して督促します。

法的措置は、返還滞納者の状況に応じて、支払督促申立等の措置を経て、最終的には強制執行へと段階的に進んでいくことになります。

以上のような督促に訴えるまでもなく、奨学金の貸与を終了した人が、返還の意義及び重要性を認識して、滞りなく返還を履行するよう期待しております。



《お問合せ》

〒812-0046

福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎5階

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団(福岡支所)

TEL 092-641-7326